

指定希少野生動植物に カイコバイモ（植物）が 追加されました！

静岡県では、「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、希少野生動植物のうち特に保護が必要な種を『**指定希少野生動植物**』に指定しています。



平成25年4月1日から、新たに「カイコバイモ」(植物)が追加指定されました。

これによりカイコバイモの**捕獲、採取、殺傷又は破損させることは禁止**され、違反した場合には罰則が科せられます。

カイコバイモ（ユリ科）	
【分布】 県内では東部	絶滅危惧 I B類
【生育環境】 山林地内の林床に生育	
【形態】 花は3月から4月に咲き、色は淡黄色で、淡紫褐色の斑紋があり、茎の高さは10cmから20cm程度	

静岡県の希少な野生動植物を守り 次代に継承しましょう。

これまでに、県内では右の植物6種が指定希少野生動植物として指定されています。

ホテイラン



ホテИАツモリソウ



タカネマンテマ



指定希少野生動植物 キンロバイ(ハクロバイを含む)
(H24.4.1指定)



キバナノアツモリソウ



オオサクラソウ



希少野生動植物保護基本方針

- ①種の選定
 - ②個体の取扱い
 - ③生息地保護
 - ④保護回復事業
- に関する基本事項等

個体の保護(①種の選定、②個体の取扱い)

希少野生動植物 (絶滅のおそれのある野生動植物)

指定希少野生動植物 (H25年4月現在 7種を指定)

- 生きている個体(卵・種子)の捕獲等の禁止
- 違法捕獲個体(加工品)の譲渡等の禁止



罰則規定
1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

- 学術研究、繁殖目的のための捕獲等は許可が必要

特定希少野生動植物*

- 特定希少野生動植物事業の届出(市場流通を監視)

※特定希少野生動植物種 …… 指定希少野生動植物のうち、市場での流通を監視するため取扱事業者の登録を要する種。

生息地等保護 (③生息地保護) 生息地等の保護が必要な場合

生息地等保護区

監視地区 (届出：区域内の開発行為等)

管理地区 (許可：区域内の開発行為等)

立入制限地区 (繁殖期間等の立入制限)

保護回復事業 (④保護回復事業) 人為による維持・復元が必要な場合

県・市町・県民・事業者等による保護回復の取組推進

- 県 : 保護回復事業計画の策定と実施
- 市町 : 保護回復事業の実施(確認)
- 県民・事業者 : 保護回復事業の実施(認定)
- 保護監視員 : 指定種の密猟や生育状況・生育環境を監視

お問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話: 054-221-3332 / FAX: 054-221-3278

E-Mail: shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp

